

多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則

平成29年9月29日
規則 第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年多可町条例26号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の届出)

第2条 条例第6条第1項（条例第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、事業計画届出書（様式第1号）を町長に提出して行わなければならない。

(近隣説明実施記録及び確約書の様式)

第3条 条例第6条第1項、第3項及び第4項（条例第9条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。
2 条例第6条第1項に規定する確約書の書面の様式は、様式第3号によるものとする。

(事業計画の変更の届出)

第4条 条例第6条第3項又は第4項（条例第9条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第4号）を町長に提出して行わなければならない。

(届出を要しない軽微な変更)

第5条 条例第6条第3項（条例第9条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項（条例第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日に変更する以外の変更
- (2) 条例第6条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの
 - ア 太陽光発電施設等に係る工作物（以下「工作物」という。）の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更
 - イ 事業区域内の森林又は緑地（以下「森林等」という。）の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更
 - ウ 工作物の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更
 - エ 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分

(近隣関係者)

第6条 条例第7条第1項（条例第9条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設置されたことが明かなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元集落（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む集落）に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める者

(工事完了の届出)

第7条 条例第8条（条例第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、

工事完了届出書（様式第5号）を町長に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する工事完了届出書には、工事完了後の状況がわかる写真を添付するものとする。

（増設等の行為）

第8条 条例9条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の増設
- (2) 工作物の移転、修理又は改造（以下「移転等」という。）
- (3) 事業区域の面積を変更する行為
（設置者の氏名等の変更届）

第9条 条例第9条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書（様式第6号）を町長に提出して行わなければならない。

（廃止の届出）

第10条 条例10条の規定による届出は、廃止届出書（様式第7号）を町長に提出して行わなければならない。

（国等の特例を適用する法人）

第11条 条例第14条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (5) 土地開発公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
- (6) 日本下水道事業団

（国等における太陽光発電施設等の設置等に係る通知）

第12条 条例第14条第1項の規定による通知は、第2条、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うものとする。

（書類の提出部数）

第13条 この規則の規定により町長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第12条の規定は、条例附則第5項の規定による届出及び条例附則第6項の規定による通知について準用する。

様式第1号 (第2条関係)

事業計画届出書

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境のとの調和に関する条例 } 第6条第1項
 の規定により、次のとおり事業計画を届け出ます。 } 第9条第1項において準用する同条例第6条第1項

| | |
|---|-----------|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 管理者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域の面積 | 平方メートル |
| 総発電出力 | キロワット |
| 工事の設計 | |
| 太陽光発電施設等の管理の方法 (廃止後において行う措置を含む。) | |
| その他必要な事項 | |
| ※受理番号・年月日 | 年 月 日・第 号 |
| ※備考 | |

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

近 隣 説 明 実 施 記 録

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境のとの調和に関する条例の規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

{ 第7条第1項
第9条第1項において準用する同条例第7条第1項 }

| | |
|---|--|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 事業区域の所在地 | |
| 説明した近隣関係者の氏名及び事業区域との関係 | |
| 説明の方法 | |
| 説明の状況 | |
| ◆説明を受けた近隣関係者の確認◆ | 上記内容について確認した。 氏名: _____ 連絡先: () _____ |
| ※備考 | |

- 注意 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元集落の名称及びその者が第6条各号のいずれかに該当するかを記入してください。
- 2 「説明の方法」の欄には、説明の方法並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
- 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
- 4 「説明を受けた近隣関係者の確認」の欄は、記載内容について確認した近隣関係者に署名を受けてください。集落等ひとまとめにして記載が可能な場合は、代表者のみによる署名でも可とします。
- 5 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号 (第3条関係)

太陽光発電施設等設置確約書〔新規・変更〕

太陽光発電施設等を設置するにあたり、設置工事中及び工事完了後、事業実施中、廃止後において下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

記

1. 事業内容

| | |
|----------|----------------|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 総発電出力 | kw |
| 事業区域の面積 | m ² |

2. 確約内容

| |
|--|
| <p>1 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮いたします。</p> <p>2 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。</p> <p>3 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決いたします。</p> <p>4 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において太陽光発電施設等の全部を撤去します。</p> <p>5 太陽光発電施設等を第三者に転売又は譲渡した場合、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。あわせて譲り受けた者に新しく確約書を提出させます。</p> |
|--|

年 月 日

多 可 町 長 様

設置者

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

様式第4号 (第4条関係)

変更後の事業計画届出書

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

第6条第3項
 第6条第4項
 第9条第1項において準用する同条例第6条第3項
 第9条第1項において準用する同条例第6条第4項

の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画について次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

| | |
|---|-----------|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 管理者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域の面積 | 平方メートル |
| 総発電出力 | キロワット |
| 工事の設計 | |
| 太陽光発電施設等の管理の方法 (廃止後において行う措置を含む。) | |
| その他必要な事項 | |
| ※ 受理番号・年月日 | 年 月 日・第 号 |
| ※ 備考 | |

注意 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるよう2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号 (第7条関係)

工 事 完 了 届 出 書

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

⑨

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境のとの調和に関する条例 { 第8条
第9条第1項において準用する同条例第8条 }

の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る工事が完了しましたので、
次のとおり届け出ます。

| | |
|---|-----------|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 事業区域の所在地 | |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| ※ 受理番号・年月日 | 年 月 日・第 号 |
| ※ 備考 | |

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号 (第9条関係)

設置者の氏名等の変更届出書

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境のとの調和に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更を届け出ます。

| | | |
|---|-------------|-----|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | | |
| 事業区域の所在地 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| 変更理由 | | |
| 近隣関係者に対する説明の概要 | | |
| ※ 受理番号・年月日 | 年 月 日 ・ 第 号 | |
| ※ 備考 | | |

注意 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第7号 (第10条関係)

廃止届出書

平成 年 月 日

多可町長 様

届出者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話 () -

太陽光発電施設等と地域環境のとの調和に関する条例第 10 条の規定により、次のとおり太陽光発電施設等を廃止するので届け出ます。

| | |
|---|-----------|
| 設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) | |
| 事業区域の所在地 | |
| 廃止予定年月日 | 年 月 日 |
| 廃止後において行う措置 | |
| ※ 受理番号・年月日 | 年 月 日・第 号 |
| ※ 備考 | |

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。